

様式第十二（第百二十一條、第百三十二條、第百三十八條関係）（平一五経産環
省令五・追加、平一五経産環省令六・旧別記様式・一部改正、平一五経産環省令七・旧様式
第八（様式・一部改正）

120ミリメートル	
(表 面)	
120ミリメートル	
第 号	所 属 庁
氏 名	
生年月日	
使用済自動車の再資源化等に関する法律第百二条第二項（同法第 百三十三条及び第百二十条において適用する場合を含む。）の規定に よる証明書	
年 月 日 交付	
経済産業大臣 環境大臣	
印	

120ミリメートル	
写真および付	
経済産業省 環境省	
印	

120ミリメートル	
-----------	--

この証明書を携帯する者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

使用済自動車の再資源化等に関する法律抜すい

(報告及び立入検査)

第百二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法に対して、資金管理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用)

第百十三条 第九十二條第二項から第四項まで、第九十六條、第百条から第百三條まで並びに第百四條第一項及び第二項の規定は、指定再資源化機関について準用する。この場合において、第九十六條、第百條、第百二條第一項、第百三條及び第百四條第一項第一号中「資金管理業務」とあるのは「再資源化等業務」

と、第百一条中「第九十四條第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規定に違反したとき、又は資金管理業務」とあるのは「第百九條第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規定に違反したとき、又は再資源化等業務」と、第百四條第一項第三号中「第九十四條第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務」とあるのは「第百九條第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規定に違反したとき、又は再資源化等業務」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十條 第九十二條第二項から第四項まで、第九十六條、第百条から第百三條まで、第百十條及び第百十一條の規定は、情報管理センタ―について準用する。この場合において、第百十條、第百二條、第百三條中「再資源化等業務」とあり、並びに第百十一條中「第百六條第二号から第百五號までに掲げる業務」とあるのは「情報管理業務」と、第百一条中「第九十四條第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規定に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは「第百十七條第一項の認可を受けた同項に規定する情報管理業務規定に違反する行為をしたとき、又は情報管理業務」と読み替えるものとする。